

政治活動に関する個人の寄付に関して、(政令指定都市以外の) 市区町村議員とその長を推薦・支持する政治(後援)団体にも、国会議員などと同様に所得税額の控除が受けられるよう求める意見書

地方分権一括法が平成 11 年 7 月 16 日制定施行され、既に地方と国が同等とする時代が到来している。

そうした中で、衆参国会議員(及び、都道府県議会議員とその長、政令指定都市の議員とその長)の場合は、議員を推薦・支持する政治団体への寄付者の所得税額の控除措置が適用されているにもかかわらず、(政令指定都市以外の)市区町村議員とその長の場合は、その控除が一切適用されていないという格差が放置されたままになっている。また、各級議員の選挙運動に関する個人の寄付に関する所得税額の控除制度も、同じく格差が是正されないでいる。

平成 12 年 1 月 1 日から改正施行された政治資金規正法において、企業・労働組合等からの寄付の制限が行なわれており、以降は議員の政治活動に関して個人の浄財の寄付を持って充てる考えを基本とされている。

その観点に立つならば、わが国の隅々で地道な活動を日夜行なっている上記の地方議員とその長の活動とそれを後援するために寄付をした個人の所得税額を控除する制度において、国会議員などと格差なく正しい配慮があつてこそ、真の地方の時代が訪れることはいうまでもない。

よって、町田市議会は、地方と国が同等の時代に即した公平な地方自治を推進するため、(政令指定都市以外の)市区町村議員とその長を後援するために寄付をした個人の所得税額も公平に控除するよう拡充した格差是正を目的として、租税特別措置法、及び関連する法律の改正を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。